

平成28年 8 月 教育委員会定例会会議録

1 開会の日時

平成28年 8 月19日 (金) 午前 9 時30分

2 出席委員

荒 川 由美子	委員長
三 浦 溥太郎	委員長職務代理者
森 武 洋	委 員
小 柳 茂 秀	委 員
青 木 克 明	委 員 (教育長)

3 出席説明員

教育総務部長	大川原 日出夫
教育総務部総務課長	大 川 佳 久
教育総務部教育政策担当課長	阪 元 美 幸
教育総務部生涯学習課長	高 木 厚
教育総務部教職員課長	福 島 淳
教育総務部学校管理課長	菅 野 智
学校教育部長	伊 藤 学
学校教育部教育指導課長	佐 藤 昌 俊
学校教育部支援教育課長	丹 治 美穂子
学校教育部学校保健課長	藤 井 孝 生
学校教育部スポーツ課長	三 橋 政 義
中央図書館長	山 口 正 樹
博物館運営課長	佐 藤 明 生
美術館運営課長	佐々木 暢 行
教育研究所長	武 田 仁

4 傍聴人 7名

5 議題及び議事の概要

- 委員長 開会を宣言
- 委員長 本日の会議録署名人に青木委員を指名した。
- 日程第1 議案第40号から日程第5 議案第44号については今後市長が議会に提案する案件、日程第6 議案第45号については人事案件、報告(7)については日程第5 議案第44号に関連する案件であるため、秘密会とすることを提案、「総員挙手」をもって秘密会とすることを決定。

- 教育長報告

(青木教育長)

それでは、平成28年7月30日から本日までの主な所管事項について、御報告いたします。

まず、総合高校を会場として全教員を対象にした「教育課程研究会」を、小学校は8月2日火曜日に、中学校は3日水曜日にそれぞれ開催いたしました。各教科・領域に分かれた分科会において、実践提案と研究協議が熱心に行われました。その成果が夏休み明け以降の指導に生かされ、子どもたちの学力向上につながるものと期待をしております。

4日木曜日には、全国・関東中学校体育大会に出場する選手たちの激励会を市役所正庁において行いました。多くの来賓の方々が激励に訪れ、選手たちにも大変に励みになる会になったと捉えております。私からは、予選を勝ち抜いて出場することの栄誉を讃えるとともに、出場するに当たって、敗れていった選手への思いや指導者・保護者への感謝の念を胸に、全力で試合に臨むよう激励の言葉を贈りました。

なお、現時点で、全国大会出場者は3競技17名、関東大会出場者は7競技76名となっております。

次に、文化部の活動です。

7月30日土曜日、31日日曜日の2日間、はまゆう会館において「第33回中学校演劇発表会」が行われました。6校の演劇部の発表がありましたが、全ての学校が部員一丸となって、台本づくりから衣装、大道具・小道具、さらには演出、音響・照明などを手がけ、総合芸術としての演劇が会場を魅了いたしました。

また、8月11日、山の日の日には、横須賀アリーナのサブアリーナを会場として、「第13回中学生創造アイデアロボットコンテスト横須賀大会」が開催されました。この大会は、中学校教員の技術・家庭科研究会が中心となって、

中学生にものづくりの楽しさや、その製作過程を通して生きる力の育成を目指したもので、当日は9中学校から50チーム141人の生徒が参加し、それぞれ工夫を凝らしたロボットで全国大会ルールにのっとり熱戦が展開されました。上位入賞チームは、これからの県大会、関東大会、全国大会での活躍に期待を抱かせるすばらしい大会でした。毎年確実に全体のレベルアップがなされているなど感じております。

この両行事がともに、運動部に比べて活動発表機会の少ない文化部の生徒たちにとって、有意義な催しだと捉えております。

次に、社会体育行事です。

30日土曜日に、「第57回学区対抗児童ソフトボール大会」が追浜公園野球場ほかで、「第29回学区対抗ミニバスケットボール大会」が不入斗の横須賀アリーナで、それぞれ開催されました。ソフトボールには21チームが、ミニバスケットボールには26チームが参加し、熱戦が展開されました。運営に当たられたのは横須賀市スポーツ推進委員の方々と、それぞれソフトボール協会、バスケットボール協会の競技団体の協力をいただきながら、円滑な運営をしていただきました。

また、8月6日土曜日、7日日曜日、8日月曜日の3日間の日程で「第63回横須賀市少年野球大会」が追浜の横須賀スタジアムほかで開催されました。学童部17チーム、中等部8チームが、横須賀のチャンピオンを目指して、炎暑のもと、覇権を争いました。日ごろ、地域のクラブで競技に打ち込んでいる児童・生徒が試合に臨む真摯な姿には、すがすがしさとともに感銘を受けました。

最後に、本日14時から16時45分までの間、ベイサイドポケットにおいて「よこすかキャリア教育フォーラム」を開催いたします。横須賀商工会議所と教育委員会が共催で開催するもので、第一部、成果報告会、第二部、基調講演、第三部、トークセッションの3部構成で、「企業・学校・家庭の“ちから”が子どもを育てる！」との副題のもと、未来の横須賀を支える子どもたちを育てることについて会場全体でともに考えたいと思っております。多くの方の御来場を期待しているところです。

私からの報告は以上でございます。

(質問なし)

日程第7 請願第3号『中学校完全給食実施検討の場への参画の申し出(請願)』

委員長 議題とすることを宣言

請願事項について、書記が朗読

委員長 本陳情の事情の陳述を許可

(請願者)

中学校完全給食実施検討の場への参画の申し出についての意見陳述。

このたび提出いたしました請願について、補足意見を述べさせていただきます。

先日の総合教育会議を私たちも傍聴させていただきました。望ましい昼食のあり方を初め、基本方針、行動計画、また教育委員一人一人の言葉を聞き、とても感激いたしました。

全員喫食による完全給食は、私たちも切に望んできたものです。選択制ではなく全員喫食、どの子も同じメニューで同じ時間を共有する、成績や生活態度の評価、昼食格差によるストレスの中、みんなで同じ温かい給食を食べることで子どものストレスを軽減し、未来を担う子どもの権利を守ることができると思ったからです。

また、どの教育委員の方々からの発言にもありました楽しい食事、楽しい給食という言葉に、とても感動いたしました。ただ給食を提供すればよいということではなく、調理員や栄養士の存在、適正な昼食時間、一緒に食べる仲間など、多面的な環境づくりが私たち大人の責任であり、よりよい環境の中でこそ、子どもたちが楽しいと感じる給食になると考えているからです。これから具体的な方式や予算、席など、細かいことを決定していくことになると思いますが、教育委員の方々の発言をもとに考えられた給食は、すばらしいものになると期待しております。

そして、今回の請願についてですが、総合教育会議で出された、これらのすばらしい内容を、いつ、どこで話し合われていたのでしょうか。教育委員会の定例会を傍聴しましたが、中学校給食が議題に上がったことはありませんでした。いつ、これだけの大きなことを決められていたのか疑問であり、不透明であり、経過を市民が知る機会がなかったことがとても残念です。

また、教育委員との懇談も何度も申し込みましたが、実現せず、事務局からは、実施することが決まったら、市民を含めたさまざまな意見を伺いたいとの回答をいただきました。いよいよ実施することが決まった今、市民の声を聞くだけでなく、市民も完全給食実施検討の場にぜひ参画させてください。

中学校完全給食は横須賀市一丸となって取り組むと、市長も総合教育会議で発言しました。そこには市民も入っていると認識しております。これからは、給食の具体的なことを決めていく重要な時期となります。開かれた検討の場が必要です。他都市でも、中学校給食を実施するに当たり、細かな内容を決めるときに市民の声が

反映されず、市民を検討の場に参画させてほしいと署名や請願しているところもありました。どんなにすばらしい内容でも、一方的に決まったことを知らされるのは、市民は置き去りにされたように感じます。市長、行政、市民が同じ場で考え合う、開かれた民主的な横須賀市であってほしいと願っています。

私たちは、早く実現すれば何でもよいという人任せにはしたくありません。横須賀市民として、一緒に考え合いたいのです。主体である子どもの発達や成長にとって、よい方式とは何か、横須賀市の子どもたちがどのような大人に育ててほしいのかという展望をも共有し、一緒に考え合いたいと思っております。そのために、望ましい昼食のあり方、基本方針、行動計画をより一層掘り下げて、子どもにとって最善の給食になるよう、じっくりと時間をかけて検討していくこと、そして、その場に市民が参画できることを強く要望いたします。

以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

委員長 関係理事者から所見を聴取

(学校保健課長)

それでは、請願第3号「中学校完全給食実施検討の場への参画の申し出(請願)」につきまして、所見を申し述べさせていただきます。

本請願の願意は、中学校完全給食の実施方式について、財政的な観点だけではなく、長期的な視点を持って教育効果や衛生面などについても検討するとともに、市政の透明化や市民参加の必要性という観点から、市民が検討の場に参画することを希望するものであります。

中学校の昼食に関しては、平成28年7月8日に開催した総合教育会議での市長との協議を踏まえ、全員喫食による完全給食の実施を決定しました。今後、具体的な実施方式などを決定するため、現在、検討体制の整備を進めているところです。

中学校完全給食の実施は、どの方式で実施する場合でも、施設の整備も含め、大規模な事業となるため、教育委員会だけではなく、全庁的に検討を行う必要があります。そのため、庁内の検討組織として、市長を本部長とし、全部局長で構成する中学校完全給食推進本部を設置するとともに、同本部内に、専門的な事項を検討する組織として、学校教育部長を部会長とし、関係課長で構成する中学校完全給食推進本部専門部会を設置しました。

検討に当たっては、平成28年6月27日に開催した教育委員会6月定例会で決定した中学校の昼食のあり方に関する基本方針及び行動計画を十分に踏まえ、学校における食育を推進できるかが重要な観点であると考えています。

また、完全給食の実施に伴い、中学校では、時間割の見直しや学校施設の改修など、生徒の学校生活に大きな影響を及ぼすことが想定されます。そのため、実際に

完全給食を実施した場合にどのような影響が生じるのかといった観点からも、学校現場や生徒の実態を踏まえた御意見をお聞きしながら、検討を進める必要があると考えています。

そこで、さきに述べた庁内検討組織のほかに、具体的な学校運営の観点から御意見をいただくために教職員に、また生徒の保護者としての観点から御意見をいただくために横須賀市PTA協議会を通じて保護者に参画していただき、意見交換、情報共有、連絡調整を行うための連絡協議会を設置する予定ですので、今後、設置に関して各関係者と調整を進めていきます。したがって、市民の参画という点では、広く市民から参加を募る公募市民といった形ではなく、保護者の方に参画をお願いする予定です。

なお、市政の透明化という観点から、これらの検討組織、連絡協議会での議論の過程は公開すべきものと考えていますので、検討組織、連絡協議会の会議録や会議資料については公開していく予定です。

以上で、「中学校完全給食実施検討の場への参画の申し出（請願）」に対する所見とさせていただきます。

（荒川委員長）

市民の参画という点では、保護者の方に入っていただくということですが、どうですか。

（小柳委員）

意見というか、請願の御趣旨がはっきりしない点があったのですが、請願者の方は公募による市民の参画のみを希望されるのか。つまり、学校保健課長の御説明があったようなPTAの方々の参画ではなく、公募の形を御希望という御趣旨なのでしょうか。先ほどの方に一言、お聞きしてよろしいものなのでしょうか。

（荒川委員長）

皆さんがよろしければ、お答えをお聞きするという事です。

（青木教育長）

所見を述べた事務局が、これをどのようにとって所見を述べたか述べてもらいたいと思います。

（学校保健課長）

今回の請願の願意は、先ほど申し上げましたとおり、市民の声をということでございました。一般的に、市としまして、市民の声を聞くという場合には、アンケー

トをとる方法もございますが、何かこういった場を持つという場合には、いわゆる公募市民という形で広く市民から公募するということが一般的に行われておりますので、事務局といたしましては、今回の請願の趣旨といたしましては、広く市民の声をという趣旨で受け取りましたので、そのような所見を述べさせていただきます。

(小柳委員)

学校給食というのは、ある意味、専門的な知識とか何らかの関係性とか、そういったものも議論の中では必要とされるものであって、公募という形がふさわしいのか、あるいは何らかの学校にかかわっていらっしゃる市民の方という選択がふさわしいのかは、よくよく考えなければいけない点ではないかと思っています。

今回、学校保健課長のお考えは、市民の声の中で学校関係でいらっしゃるPTAの方々とか、それから学校現場を御存じの方々を、いわゆる市民代表的な形で取り入れたいというお考えのように思いましたので、市民参画という点では一つの形ではないかと考えます。

(森武委員)

直接今のこととは違うのですが、所見にあった中のことで少し確認をさせていただきますと思います。

所見の最後のところで、今後、検討組織連絡協議会での議論の過程は公開すべきものと考えているということで、検討の経緯をなるべく幅広く伝えようという趣旨だと思うのですが、具体的にはどういう方法で公開しようと考えているかというところをもう少し御説明いただければと思います。

(学校保健課長)

基本的には、市のホームページを通じた公開を考えています。

(森武委員)

今回、給食のことにしましては、慎重に検討しないといけないという反面、余り長期にわたって検討を続けるわけにもいかないという状況があると私自身は認識しておりますので、恐らくこの検討会議等もスピード感を持って行われるのだと思うのですが、そのときに、検討の状況と、それを公開するにはそれぞれの手続があるので、それなりのタイムラグがあると思います。そこが余り延びてしまうと、結局、決まった後に情報が出てきたみたいな形になると、市民の方も全て決まってからしか話が来ないのではないかという御懸念も多分あるかと思っておりますので、スピード感を持った議論の中で、スピード感を持って公開できるかというところ

ろは、今までのものよりも求められると思うのです。そのあたりはいかがでしょうか。

(学校保健課長)

今、森武委員からも御指摘いただきましたとおり、そのとおりだと思っております。会議の資料はすぐに出すことは可能ですけれども、そこで議論された内容などにつきましては、なるべく時間をかけずに、スピード感を持って市のホームページにまとめていくようにしていきたいと考えているところです。

(森武委員)

その続きになりますが、例えば教育委員会の資料も、昔は傍聴に来られた方には閲覧していただきましたけれども、事実上、その場では限られた方しか見られなかったものが、今はホームページで公開しているという状況で、そういう形で資料等の公開も教育委員会は積極的に行っていると思います。今後、この検討委員会の資料の公開等は、市民の関心も高い事業なので、教育委員会のホームページ等に専用の場所を設けて、そこで積極的に公開するということが可能なのでしょうか。

(学校保健課長)

そのようにしていきたいと思っています。

(荒川委員長)

私のほうからも、皆さんおっしゃったように市民の関心が高いことですので、できるだけいろいろな形で早目に公開していくということをお願いしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

(青木教育長)

請願の取り扱いについてでございますけれども、横須賀市教育委員会の会議規則には、請願につきまして採択あるいは不採択という規定はございません。したがって、請願者の方に対しましては、先ほど学校保健課長が述べました所見をもちまして教育委員会の所見として回答することでいかがかと考えております。よろしくお願いいたします。

(荒川委員長)

ただいま青木委員から請願の取り扱いについて御意見がありましたけれども、ほかの委員から御意見はありますでしょうか。

(意見なし)

(荒川委員長)

それでは、御意見もないようですので、学校保健課長から陳述のあった所見を教育委員会の所見とすることとし、請願者に対して書面により回答することとしてよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし

委員長 報告事項を聴取することを宣言

報告事項（１）『教育委員会の点検・評価結果について』

(教育政策担当課長)

それでは、教育委員会の点検・評価結果について御説明させていただきます。

恐れ入りますが、お手元の冊子「教育委員会点検・評価報告書（案）」の１ページをお開きください。

「はじめに」の（１）点検・評価の目的に記載しておりますが、教育委員会の点検・評価は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律において、全国全ての教育委員会での実施が義務づけられているものです。教育行政がどのように執行されたかについて、教育委員会がみずからチェックするとともに、市議会への報告、市民への公表が必要とされています。また、点検・評価の実施に当たりましては、客観性を担保するという観点から、学識経験者の知見を活用することとされています。

本市の点検・評価報告書につきましては、平成22年度に策定した横須賀市教育振興基本計画に示した施策体系に基づいて作成しており、本年度の対象となっている平成27年度は、横須賀市教育振興基本計画の第２期実施計画の２年目となっております。

２ページをご覧ください。

（２）点検・評価の方法ですが、具体的な内容や方法は各教育委員会に委ねられています。本市におきましては、横須賀市教育振興基本計画における重点課題に対応する主な事業を中心に、学校教育編、社会教育編、スポーツ編の３つに区分した各編の関連事業、目標指標の計画に対する実績をもとに点検・評価を行いました。評価に当たりましては、客観性を確保するために、３人の外

部の学識経験者から御意見をいただいております。

なお、本日、当委員会でいただいた御意見などを踏まえ、平成28年第3回市議会定例会の教育福祉常任委員会へ報告いたします。その後、ホームページ、広報よこすか、行政センターへの配架などにより市民への周知を図ってまいります。

6ページをお開きください。

横須賀市教育振興基本計画の第2期実施計画では、「横須賀の子ども像」、「目指す子どもの教育の姿」の実現に向け、解決すべき課題として、記載のとおり5つの重点課題を位置づけました。

7ページをお開きください。

これら5つの重点課題に対応する、記載した19の主な事業を中心に点検・評価を行いましたので、この事業の中から御説明させていただきます。

それでは、10ページをお開きください。

1、子ども読書活動推進事業についてですが、第2期実施計画から新たに重点課題に対応した事業として位置づけています。児童・生徒の読書への関心や学習の力を高めるために、学校図書館機能の充実、学校図書館コーディネーター等の配置、蔵書情報のデータベース化、教職員の研修の充実、市立図書館との連携を強化します。

実施内容及び効果として、学校図書館コーディネーターを派遣した学校は、派遣していない学校よりも、読書が好きな子どもの数や1カ月の平均読書冊数が上回ったことなどがあります。

11ページをお開きください。

学識経験者から、よりよい学校図書館づくりはICT教育や探究的な授業を促進する上で必要不可欠な要素であり、児童・生徒みずからが求めて学ぶ、学びに向かう姿を生み出すために、調べたり相談したりできる場所として学校図書館の一層の充実が望まれるとの意見をいただいております。

今後の方向性としましては、児童・生徒みずからが求めて学び、学びに向かう姿を生み出すために、司書教諭や学校司書の研修の充実を図り、調べ学習における指導や支援への理解が深まるように取り組むなど、物的・人的整備の充実を図っていききたいとの考えを示しております。

次に、29ページをお開きください。

10、学力向上事業についてです。

この事業は、横須賀市学力向上推進プランに基づき、学力向上の取り組みの充実を図り、また、教員の授業力向上や人材育成を進めるための学校組織の活性化を推進します。

30ページをご覧ください。

実施内容及び効果ですが、学力向上推進モデル校の設置、家庭学習啓発リーフレットの配布、教育フォーラムの開催、研究員会の立ち上げ、研修体系の整理、人材育成プログラムの作成、横須賀総合高校でのサテライト授業の実施などを行いました。

31ページをお開きください。

学識経験者からは、新教育課程への転換が図られようとしている中で、これまでの研修体系の成果で新教育課程に十分対応ができるか、具体的な検討の促進が望まれるとの意見をいただいております。

今後の方向性としましては、教員の資質能力や授業力の実態を把握し、課題に対して教育委員会全体で対応していくこと、また新教育課程においてさらなる充実が図られる英語教育、道徳教育、支援教育などについて、指導力向上に留意し、研修体系の構築をしていくとの考えを示しております。

次に、32ページをご覧ください。

11、小中一貫教育推進事業についてです。この事業は、小・中学校の教職員が義務教育9年間で児童・生徒を育てるという意識を持ち、児童・生徒や地域の実態をもとに共通の教育方針を設定するなど、小中で一貫した教育の充実に取り組みます。

実施内容及び効果についてですが、ブロックにおける小中で一貫した教育の充実に向けて、平成26年度までの研究成果を推進校研究発表会にて発信するなど、教職員の理解を深める環境整備を行いました。

33ページをお開きください。

学識経験者からは、小中一貫教育の実施前後の実践的な取り組みの変化について、教員の自己評価・相互評価、あるいは児童・生徒、さらには保護者からの評価など、小中一貫教育への全面的な移行期だからこそ調査すべき点があるものと考えられるとの意見をいただいております。

今後の方向性については、平成28年度に全教職員を対象に小中一貫教育の取り組み、意識の変化などに関するアンケート調査を実施するとともに、全国学力学習状況調査の質問紙調査により、児童・生徒の自尊感情の向上や人間関係の構築の検証を進めていきたいとの考えを示しております。

次に、47ページをお開きください。

15、子どもと向き合う環境づくりの推進についてです。この事業は、学校と教育委員会が一体となり、事務業務等の効率化のための方策について検討会議などで検討し、教員が子どもと向き合う環境づくりに取り組みます。

実施内容ですが、子どもと向き合う環境づくりに関する検証会議を開催し、提言に基づいて、これまで学校と教育委員会が取り組んできたことを検証し、今後の取り組みについて検討いたしました。

48ページをご覧ください。

学識経験者からは、特に学校現場における創意工夫を積極的に吸い上げ、各学校に推奨していく循環を生み出していくことが望まれるとの意見をいただいております。

今後の方向性については、文部科学省から出されたガイドラインや報告書を踏まえ、各学校において創意工夫された業務改善にかかわる取り組みを整理し、学校に発信していく手立てを検討していきたいとの考えを示しております。

以上で重点課題に対応する主な事業の説明を終わらせていただきます。

62ページから122ページに、目標・施策に基づく関連事業の昨年度実施状況を記載しております。学校教育編については66の関連事業と165の行動計画、社会教育編については53の関連事業と165の行動計画、スポーツ編については23の関連事業と52の行動計画としております。

また、目標指標については128ページから143ページに、学校教育編が9指標、社会教育編7指標、スポーツ編6指標の目標値に対する昨年度実績を記載しております。

その中で、学校教育編の130ページの指標3「いじめ解消率」と131ページの指標4「不登校児童生徒の学校復帰改善率」につきましては、10月ごろに実績値が公表されますので、公表され次第、報告書の確定版を改めて配布させていただきますので、よろしく願いいたします。

なお、6月にホームページで報告書案について市民の皆様への意見募集を行いましたが、意見はございませんでした。

以上で教育委員会点検・評価結果についての説明を終了いたします。

(三浦委員)

130ページのいじめ解消率ですけれども、いじめの件数の母数はどのように決定しているのでしょうか。

(支援教育課長)

平成26年度の認知件数になりますが、小学校では132件、中学校では116件のいじめを認知いたしました。認知件数に対して、その後、いじめの解消が完全に図られたもの、そして継続的に経緯を見ながら一定の解消が図れたものの実数を挙げまして、その割合が解消率として出されております。

(三浦委員)

その件数は、どのような方法でいじめと認定されているのでしょうかということです。

(支援教育課長)

いじめにつきましては、文部科学省から定義がされております。判断については、表面的、形式的に行うのではなくて、いじめられた児童・生徒の立場に立って行うとしております。ですので、児童・生徒からの申し出またはその子どもを取り巻く周囲の子どもたちからの申し出、保護者、取り巻く学校教職員の見ている様子と、学校内外を問わないということになっておりますので、地域の方々、そういった方からの御意見をいただいて見た中で、当事者がつらい思い、心的・物理的な影響を持っているということがあれば、それをいじめとして認知しております。

(三浦委員)

ありがとうございます。重大な結果になってしまうものを未然に防ぐという観点で、ニュースなどを聞いていますと、一度か二度は必ず事前に学校の先生などに相談されているケースも非常に多いですね。ですから、一度でも相談されたものは、この母数に入ってきていると考えてよろしいでしょうか。

(支援教育課長)

そのとおりでございます。

(荒川委員長)

私から、今のことに関係するのですけれども、学校では年に1度ないし2度、いじめに関して、子どもたちの日常の中から、つらい思いをしていないかとか、そういうアンケートはどこの学校でもやっていますが、そのアンケートからいじめと判断されている事案があるのでしょうか。

(支援教育課長)

アンケートにつきましては、市内小・中学校全校において1度ではなく複数回行う形で子どもたちから聞き取ることを行っております。また、アンケートだけではなく、月に1回ないしは週1回の学校の中での支援会議等で子どもたちの状況も教職員全員で確認しながら、子どもたちの状況を把握していくことを行っています。

(森武委員)

いじめの話が出ていますので、引き続きお聞きしたいのですけれども、今回、これはもともとの指標に基づいてカウントされているので問題ないと思うのですが、いじめ解消率ということで指標に挙げられています。これを、例えばい

いじめ認知件数を減らすとか、児童・生徒1万人当たりの発生件数とか、何でもいいのですけれども、解消率ではない指標を挙げられずに、解消率を挙げられている理由が何かあるのかということがわかれば、教えていただきたいです。

(支援教育課長)

いじめにつきましては、どのお子さん、どの学校でも起こり得るものと捉えておきまして、認知件数そのものを減らしていくということになりますと、見落としていくということになりかねませんので、いじめの認知件数を減らすというよりは、未然防止・早期発見というところで、逆に、認知を高めていく、教員の資質を高めていくということが非常に大事かと思っています。ですので、認知したものについてどれだけ早期に対応して解決をしていくかということに重きを置きまして、こちらのほうでは認知件数を減らすというのではなく、解消率を指標にして挙げさせていただいています。

(森武委員)

今の御議論は非常に重要なことで、例えば認知件数を減らすことを目的にすると、統計上、そもそも認知しなければ件数が減るため、結果的には早期発見につながらないということなので、それはよく理解できるころだと思うのですが、解消率のほうも、認知したいじめをそのまま解消できないということは学校にとって非常に重要な問題なので、100%求められるのが当然だと思うのです。実際、数値も非常にそこに近い数値で、これは年間と書いてあるので、年度をまたいでいたりすると、年度末に発生して解消し切れないものがどうしてもここに残っているのかなということ、ほぼ100%解消されているのではないかなとは思いますが、認知されたものは解消するということは、ここではつきり出ているので、それは良いとは思いますが。

もちろん、数値を目標にしてしまうと、数を減らすために変なことをしてしまう可能性があるので、横須賀市ではあえて解消率とされているということはよく理解できるのです。早期発見には役立っていると思いますが、一方で、目標にするのがいいのかわかりませんが、未然防止をすれば件数は減りますので、未然防止に今後どうつなげていくかというところですね。

いじめ解消率をきっちり解決していけば、結果的には未然防止ということでも件数も減ってくるという理解でよろしいわけでしょうか。

(支援教育課長)

森武委員のおっしゃったとおりでございます。未然防止のために日常的に取り組んでいる学校それぞれのいじめ対策基本方針がございますので、年間計画

にのっとりまして行っているもの、また対応としてとってきている、解消に向けて取り組んでいる取り組みによって総合的にいじめそのものが減っていくということについては、今後も重要なこととして取り組んでいきたいと思っています。

(小柳委員)

いろいろな重要課題があると思うのですが、3月の定例会でしたか、横須賀市の児童が全国統計に比べて、読書率が低いという報告があったと思います。

8ページの重要課題のナンバー1に書いてある事業名として、子ども読書活動推進事業がありますが、これはすごく重要な活動だと思います。学力の基本的なところは、読書力、読解力、問題を読んで解答するという点もしかり、全ての勉強に関して、あるいは子どもの心の発達に関しても読書はすごく重要です。

これに関して、16ページの課題にあるボランティア受け入れ体制について、学校教員や関係者の理解度を深めることが難しいとあるのですが、読み聞かせのボランティアを行いたいという地域の方は意外といらっしゃるように私も感じているのです。こういう方々の力をなるべく学校のほうでも受け入れて、子どもたちが本を好きになる、親しむ機会をふやしていただければと考えておりますが、いかがですか。

(教育指導課長)

御指摘ありがとうございました。10ページにあります子ども読書活動推進事業の中でもボランティアの養成ということで、現状、28年度からは各小学校に学校司書を位置づけまして、学校図書館を拠点としながら、子どもの読書を推進できるように環境整備をしております。その中でボランティアの方々にもさまざまな角度からお手伝いをいただいて、子どもたちの読書、また本が好きになることが推進できるよう、学校もさまざまな場面で働きかけをしておりますし、教育委員会としましても、このような形で推進事業を打ち立て、ボランティアの養成事業も取り組みながら、今後もそういうところが図っていかれるようにしていきたいと思っています。

報告事項(2)『(公財)横須賀市生涯学習財団の経営状況報告について』

(生涯学習課長)

報告事項 2、「公益財団法人横須賀市生涯学習財団の経営状況」について、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき報告いたします。

本件報告につきましては、9月に開催されます市議会定例会教育福祉常任委員会においても法定報告事項として報告する予定でございます。

なお、報告いたします平成27年度事業報告及び決算は、生涯学習財団の定款第9条に基づき、理事長が作成し、平成28年5月23日に監事の監査を受けた上で、5月30日に理事会の承認を経て、6月21日の定時評議員会に提出され、承認を受けたものです。

また、平成28年度事業計画及び収支予算は、定款第8条に基づき、理事長が作成し、平成28年3月22日に理事会の承認を受けたものです。

それでは、お手元の経営状況説明書の表紙をおめくりください。

平成27年度事業報告書の1、概要です。

1ページから2ページにかけて、概要、文部科学大臣表彰、役員等に関する事項、会議の開催状況及び寄附を受けた財産を記載しています。

3ページから、平成27年度の事業実績を記載しています。

公益目的事業と収益事業に分かれています。

まず、公益目的事業のⅠ、文化活動及び生涯学習活動の支援です。

1、文化生涯学習活動支援事業、(1)文化生涯学習事業助成では、助成要綱に基づき、3ページから4ページに記載の18件に助成しました。

4ページの(2)文化生涯学習事業協賛では、記載の7行事に生涯学習財団賞を贈呈し、43件に後援の名義使用を承認しました。

2、文化・生涯学習情報の収集提供・学習相談事業では、4ページから6ページに記載の「Y o k o s u k a まなび情報」の収集提供などを実施しました。

6ページをご覧ください。

3、学習成果の地域活用事業は、学習で得た知識や技術を地域活動に生かすことを支援するもので、6ページから9ページに記載の「Y o k o s u k a まなび情報」ABCプランなどを実施しました。

10ページをお開きください。

Ⅱ、文化活動及び生涯学習活動の普及です。

1、受託文化事業では、文化振興課からの委託を受けて、市民文化祭23事業、その他4事業を実施しました。

12ページをお開きください。

2、受託教育事業は、教育指導課からの委託を受けた新規事業で、小学3年生から6年生を対象とした小学生プログラミング体験教室を20回実施しました。

3、横須賀市市民大学事業ですが、16ページまでに記載された講座を実施し、

市民の高度で多様な学習ニーズ、地域課題等に対応する講座を実施しました。

このほか、17ページから19ページに記載の4、その他の普及事業では、子ども、親子、シニア対象の事業などを実施しました。

20ページをご覧ください。

Ⅲ、文化及び生涯学習に関する活動拠点施設の管理運営です。

1、横須賀市生涯学習センターの管理運営事業では、有料施設の貸館事業としまして、施設利用は、利用件数5,137件、利用者数が9万3,691名で、平成26年度に比べて、利用件数が408件、利用者数が4,402名の減少で、利用率は2.0%減少し、70.1%でした。

21ページをご覧ください。

2、調査研究事業では、生涯学習センターの効率的運営や円滑な事業推進のため、23ページにかけての研修、他機関との連携事業などに参加しました。

24ページをご覧ください。

収益事業です。

ⅣとⅤの2事業は、事業で得た収益を公益目的事業の財源に充当するために行いました。

それでは、26ページをお開きください。

平成27年度決算について説明いたします。

生涯学習財団は、公益財団法人として、公益法人会計基準にのっとりた会計処理を行っています。この会計基準は、資産から負債を差し引いた正味財産について、増加原因の収益と減少原因の費用によって、財産の状態や、その増減の内容をあらわす損益方式で行うものです。

26ページは、平成27年度末の財産状態を示す貸借対照表です。科目にローマ数字で記載されたⅠ、資産の部、Ⅱ、負債の部、Ⅲ、正味財産の部に分かれます。

下から2行目の正味財産合計は、資産合計から負債合計を引いたもので、平成26年度と比較し、313万8,467円減の4億8,981万5,869円となっています。

なお、固定資産に建物、土地などはなく、負債に借入金などありません。

平成27年度の運営状況について、一般正味財産合計が313万8,467円の減でした。収益を目的としない公益法人の運営として、黒字になる年度と赤字になる年度があることで、全体として収益が出ないように運営をしています。

なお、一般正味財産が約6,327万円あることから、団体としての運営も安定していると判断をしています。

27ページをご覧ください。

貸借対照表を会計別に表した貸借対照表内訳表です。

28ページをお開きください。

生涯学習財団の収益と費用の状況は、この正味財産増減計算書で御説明させていただきます。

個々の決算額につきましては記載のとおりです。

左の科目をご覧ください。

Iの一般正味財産増減の部は、1、経常増減の部と、29ページの2、経常外増減の部に分かります。

28ページの1、経常増減の部、(1)経常収益は、基本財産運用益、特定資産運用益、事業収益、受取寄付金に分かります。

基本財産運用益、特定資産運用益は、それぞれ基本財産、特定資産を運用して得た受取利息です。

事業収益の主な項目は、受託事業収益、指定管理料収益、貸館利用収益、市民大学事業収益などです。

前年度との比較における主な増減理由ですが、受託事業収益は、新たに教育指導課から小学生プログラミング体験教室を受託したことにより、179万9,800円の増加となっています。

市民大学事業収益は、受講者の満足度を上げるため、少人数講座をふやしたことで延べ受講者数が減少し、243万8,200円の減となっています。

生涯学習センターの貸館利用料収入収益が67万2,240円の減となったほか、収益は減少しています。

受取寄付金は、公益目的事業への一般の方からの寄付金です。

次に、経常収益計をご覧ください。

当年度の経常収益計は1億2,098万7,906円で、前年度より196万5,807円の減となっています。

次に、(2)経常費用をご覧ください。

経常費用は、事業費と管理費に分かります。

事業費の主な項目は、給料手当などの人件費、月刊情報紙印刷代などの印刷製本費、会場使用料等の賃借料、講座の講師謝礼金等の諸謝金、市民文化祭、市民大学パソコン講座などの委託費などです。

管理費は、生涯学習財団の総務管理の費用で、給料手当などの人件費、租税公課などです。

主な増減理由は、給料手当が事業費と管理費の合算で約216万7,000円の減となっています。減少の原因は、正規職員の退職後、欠員補充を行わず、人材派遣会社の活用、任期付職員の採用などで経費削減を図ったことによるものです。また、臨時雇賃金は、賃金単価改定などで、事業費と管理費の合算で約157万5,000円の増となっています。

事業費では、印刷製本費は、月刊情報紙の印刷事業者を入札により低額な事

業者に抑えたことで89万9,987円の減、賃借料は、講座でカラー印刷資料を配布するため、新たに印刷機をリースし85万5,132円の増となっています。

29ページをご覧ください。

平成26年度の消費税の精算分を平成27年5月に納付したため、管理費の租税公課が198万7,192円の増となっています。

経常費用計は1億2,412万6,373円で、前年度より27万2,408円の増となっています。

表の中ほど、当期経常増減額をご覧ください。

当年度は、マイナス313万8,467円でございます。

2、経常外増減の部はありませんので、当期一般正味財産増減額はマイナス313万8,467円ございました。

下段のⅡ、指定正味財産増減の部は変動ございません。

一番下のⅢ、平成27年度の正味財産期末残高は4億8,981万5,869円です。

30ページをお開きください。

事業会計ごとに事業の区分、事業名などを記載した事業・組織体系図です。

32ページをお開きください。

これは、30ページの事業区分ごとに収益と費用の内訳を記載した正味財産増減計算書内訳表で、35ページまで記載しています。

公益財団法人の認定基準では、経常費用に占める公益目的事業会計の割合である公益目的事業費率が50%以上あることが必要ですが、生涯学習財団では約74%でした。

36ページをご覧ください。

公益法人会計基準の運用指針により記載するもので、財務諸表に対する注記、38ページに付属明細書、39ページから財産目録を記載しています。

41ページには監査報告書を記載しています。

以上が平成27年度の事業報告でした。

引き続きまして、平成28年度の事業計画書及び予算につきまして説明いたします。

42ページをお開きください。

平成28年度の基本方針と事業概要です。

事業は、公益目的事業3事業、収益目的事業2事業で、変更はございません。

事業計画は、43ページから54ページに記載のとおりです。

55ページから61ページに収支予算書等を記載しています。

62ページの資金調達及び設備投資の見込みについては、平成28年度の見込みはございません。

以上で公益財団法人横須賀市生涯学習財団経営状況報告について終わらせて

いただきます。よろしく願いいたします。

(森武委員)

私のほうから、2点ほどお伺いしたいのですけれども、まず1点目です。

32ページ、33ページでもいいのですけれども、公益目的事業と収益目的事業があつて、公益目的事業が50%を超えないと公益財団法人としての運営上問題があるというお話でした。公益目的事業を見ますと、指定管理のようなものとか、あるいは受託しているということで、中身も公益目的になっているものが多数あるとは思ふのですけれども、そもそも公益目的と収益目的はどのように区分されるのか、簡単で構いませんので、教えていただけますでしょうか。

(生涯学習課長)

こちらにつきましては、公益財団法人ということで、国の制度でございますけれども、県から認定を受ける際に、公益目的事業はどのような事業を実施します、収益目的事業はどのような事業を実施しますということで申請をいたしまして、それに対して認定を受けたものということでございます。

当初、財団法人として設立する際の事業区分ということでございまして、公益目的事業につきましては、あくまでも公益重視と。収益事業につきましては、財団で事業を行つて、そこから得た収益を公益目的事業の範囲に充当することができる財源として活用できる事業ということで分かれていると御理解いただければと思います。

(森武委員)

そうしますと、例えば指定管理ということで横須賀市教育委員会から委託を受けて、いろいろな事業を行っていると思うのですけれども、指定管理をするときに、例えば教育委員会とか市の払う側からすると、こういう目的の事業を行ってもらつて、こういうものを管理してもらつて、全てで幾らという形でプロポーザルして選ばれて指定管理を受けていると思うのですが、その中の事業が財団にとって公益目的であれば、入ってきたものの何割かは公益目的としてカウントして、それが指定管理として収益を生むようなもの場合は収益目的という形で分けているという理解でよろしいわけでしょうか。

(生涯学習課長)

そのとおりでございます。

(森武委員)

もう一点、これは確認だけですけれども、26ページの貸借対照表の流動資産のところ、前年度もそうですが、500万円台ということで結構大きな額の未収金が上がっています。これは、会計年度上の例えば翌月に入るものが入ってこないとかということで、会計上このように計上されているだけなのか、あるいは本当の未収金ということで、なかなか回収が困難なものが含まれているのか、そのあたりがわかれば教えていただけますでしょうか。

(生涯学習課長)

未収金につきましては、指定管理料の生涯学習センターの使用料が内訳になってございますが、使用料の支払いが年度の区分の中で未収金という扱いになっているものでございまして、最終的にはきちんと収入できる金額ということで、毎年度このような計上のあるものは全て回収をしている状況です。

(森武委員)

そうしますと、例えば年度末の利用料が翌月に振り込まれるような場合に、会計上は未収金として計上されていますけれども、翌月ほぼ100%入っているので、世間一般でいう回収ができない未収金はゼロという認識でよろしいわけでしょうか。

(生涯学習課長)

そのとおりでございます。

報告事項（3）『損害賠償専決処分について』

(教職員課長)

報告事項（3）「損害賠償専決処分について」、市が損害賠償を行う事故が発生いたしましたので、報告をさせていただきます。

それでは、報告事項（3）をご覧ください。

平成28年6月21日午後3時50分ごろ、市内岩戸五丁目4082番34道路上におきまして、教育委員会事務局教育総務部の職員が横須賀市立養護学校敷地内の草刈り作業中に草刈機が小石をはね、走行中の軽自動車の一部を破損させた事故が発生いたしました。

これにつきまして、地方自治法第180条第1項及び市長の専決処分事項に関する条例の規定によりまして、市長の専決処分を行い、下記のとおり示談をし、

損害賠償を行いましたので、御報告いたします。

なお、地方自治法第180条第2項の規定により、次回市議会定例会に報告することをあわせて御報告させていただきます。

事故の発生状況ですが、相手方は市内の事業者でございます。相手方の被害状況は、人的な被害はございません。車両の被害につきましては、フロントガラスが破損いたしました。また、市側の被害はございません。

事故後の対応といたしましては、相手車両の修理代等について示談を締結し、損害賠償として11万円のお支払いをいたしました。

報告は以上でございます。

(質問なし)

報告事項(4)『損害賠償専決処分について』

(教職員課長)

報告事項(4)「損害賠償専決処分について」、続きまして、申し訳ございません。もう一件、除草作業中における自動車破損事故が発生いたしましたので、報告させていただきます。

それでは、報告事項(4)をご覧ください。

平成28年7月13日午前11時ごろ、教育委員会事務局教育総務部の職員が富士見小学校敷地内の草刈り作業中に草刈機が小石をはね、相手方住宅の敷地内に駐車中の軽自動車の一部を破損させた事故が発生いたしました。

これにつきましては、報告事項(3)同様、市長の専決処分を行い、下記のとおり示談をし、損害賠償を行いましたので、御報告いたします。

なお、次回市議会定例会に報告することもあわせて報告させていただきます。

事故の発生状況ですが、相手方は市内の女性でございます。相手方の被害状況は、人的な被害はございません。車両の被害につきましては、フロントガラスが破損いたしました。また、市側の被害はございません。

事故後の対応といたしましては、相手車両の修理代について示談を締結し、損害賠償として11万2,622円をお支払いいたしました。

除草作業中における自動車破損事故につきましては、平成28年4月に発生し、教育委員会5月定例会及び市議会第2回定例会にて報告をさせていただいたところですが、6月、7月と報告以降2件も事故が発生してしまい、誠に申し訳ございません。現在、再発防止の徹底を図っておるところでございます。

7月の事故発生後、新たな再発防止対策の対応が固まるまでの間、全学校における除草作業を一時的に中止しておりましたが、除草作業の作業基準を新たに作成し、今週になります。8月16日火曜日に緊急の安全衛生委員会を開催して内容を承認していただき、翌8月17日水曜日に学校用務員を緊急に招集し、除草作業の作業基準を配布し、再発防止策につきまして注意喚起徹底の指導を行いました。

また、飛散抑制型の刈払機の刃と飛散防止用ディフェンスネットというものがございまして、それらの効果が認められるということで4セット購入をいたしました。

また、今後、各学校の除草作業の状況の調査や、学校用務員に対し刈払機の取り扱いに関する実技研修を再度行い、再発防止に努めてまいりたいと考えております。

報告については以上でございます。よろしくお願いいたします。

(小柳委員)

作業基準をつくられたということですが、そういった資料がもしあれば、次の機会に結構ですけれども、ぜひ見せていただければと思います。

(教職員課長)

こちらの新たな作業基準というものは、6月29日に学校安全衛生委員会を実施いたしまして、そのときに学校用務員向けに安全衛生委員会だよりを作成いたしました。そこで用務員に周知徹底をして、例えば車両、また建物等との距離が15メートル以内のところでは作業をしないですとか、近隣の方に事前に周知するとか、そのようなものを明記したものを各校に配布して、用務員にも配布したものでございます。

なお、それを配布した後、今申しました7月13日に事故が起きてしまいましたので、それを受けまして、新たな作業基準ということで、今申しました、新たに効果が期待されている刈払機がございまして、そちらの購入、それから作業をするときのネットを4セット、あわせて購入したということで、用務員代表校が4校ございまして、そちらに配置いたしまして、作業をするときにはそれらを使用すること、また複数の体制で作業をすること等、内容を示したものを8月17日に冊子としてお配りしたものでございます。

ただ、現在、各学校に配られている用務員の安全指導の手引きは、実は平成12年に作成されたものなのです。そちらを全面改定するということを昨年度決めまして、まさに安全指導の手引きの取り組みを進めていた中で、事故が起きてしまいましたので、今回の刈払機による安全指導の徹底を含めたものを最